

平成27年7月13日

各 位

会 社 名 TONE株式会社  
代表者名 取締役社長 松村 昌造  
(コード 5967 東証第二部)  
問合せ先 管理部長 井上 昌良  
(TEL06-6649-5967)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年7月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年8月28日開催予定の第80回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業の現状に即して、目的事項を整理するとともに、今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による責任限定契約の締結対象範囲の拡大に伴い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに業務執行を行わない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条（取締役の責任免除）および第37条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第29条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年8月28日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成27年8月28日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条 (条文記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (条文記載省略)</p> <p><u>1. 自動車の整備・組立・搭載用の機械工具・機器および部分品の製造ならびに販売</u></p> <p><u>2. 船舶・車両・航空機・一般内燃機産業機械の整備・組立・搭載用の機械工具・機器および部分品の製造ならびに販売</u></p> <p><u>3. 建築・土木・家庭用の機械工具・機器および部分品の製造ならびに販売</u></p> <p><u>4.</u> (条文記載省略)</p> <p>第 3 条～第 2 8 条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 2 9 条～第 3 5 条 (条文記載省略)</p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p><u>(1) 産業機械・自動車・建築・土木・橋梁・プラント・輸送・農業など各種産業用作業工具、締付機器、電動工具、空動工具、油圧工具、測定器、部品、用品の企画、開発、製造、販売、輸出入</u></p> <p><u>(2) 部材締結用製品、部品の企画、開発、製造、販売、輸出入</u></p> <p><u>(3) 上記製品、サービスに関連する修理、保守、点検調整、校正、リース、レンタル、教育、技術指導、コンサルタント業務</u></p> <p><u>(4)</u> (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第 2 8 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 2 9 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 3 0 条～第 3 6 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第36条～第39条 (条文記載省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>